動労千葉

動労千葉結成10周年！

国鉄千葉動力車労働組合
〒280 千葉市要町2番8号（動力車会館）
電話｜（鉄電）千葉 2935・2936番
（公）千葉（22）7207番

1989.7.10 No. 3054

清算事業団労委結審

勝利命令をかちとろう

（八・二一JR千葉支社抗議デモ）

六月二八日、JR不採用―清算事業団事件地労委闘争の最終審問がおこなわれた。昨年三月の申し立て以来一年四ケ月、JR当局による申し立て自身が無効であるとする審理妨害や審問出席ボイコットなど、極めて不誠実な対応に抗議しつつ、立証すべき不当労働行為の実態を全面的に暴き出して、この日いよいよ結審を迎えたのである。

いはまだ折り返し点を回ったばかりであり、本当の闘いは、いよいよこれからである。時限立法の期限切れまで時間はさし迫っている。早期の勝利命令獲得のためにさらに全力で取り組みを強化するとともに、地労委での成果をバネに、政府・JR当局を追いつめ、原職奪還をわが手でつかみとるために、新たな闘いを開始しなければならない。

八月二一日（最終準備書面提出日）を新たな闘いの出発点とするために、全力で結集し、JR千葉支社へ、抗議デモをたたきつけよう！

国鉄・JRを貫く不当労働行為の実態を暴露

この日の審問では、組合側から提出した三三四点に及ぶ書証の説明のために、田中企画部長が証言にたった。田中証言では、六一年七月人活センター設置以降、国鉄―JRを貫いておこなわれた強制配転、採用差別、配転差別、期末手当や昇進試験における差別など、動労千葉に対して集中的にかけられた不当差別、不当労働行為の実態を書証にもとづいて、全面的に暴き出し、つづいて、第一波、第二波のストライキに対する二八名の不当解雇攻撃が、かって例を見ない全くデタラメなものであること、現場の役員にまで、公労法による解雇攻撃が及んだことなど、今までに例を見ない動労千葉潰しを唯一の目的としたものであることを明らかにした。

今からが闘いの本番！

この一年四ケ月間、われわれは、計十四回に及ぶ調査と審問によって、十二名の仲間の採用拒否について、JR当局の不当労働行為責任を、完ぶなきまでに暴き出したと言える。われわれは、勝利命令獲得を確信することができる。しかし、闘

JR当局の語るに落ちた暴言！

JR当局は、次々と出される各地労委での勝利命令に対し、断じて許すことのできぬ発言を繰り返している。例えば、昨年十月二二日、鉄道労連の「講演」での松田常務取締役の発言などは、全く常軌を逸したものであると言わなければならない。「新聞記者と会合があったから、みんなを前にして、『何とくだらない奴が世のなかに存在するのか、しかも新聞はそれを書くだけでなくて、私は神奈川地方委員会は気が狂（ママ）ったのかと言っているんだから、それを見出しに書け』と言ったんですが、誰も書いてくれない。……まだあいうこの世のものとも思えない連中が神奈川県にいるというのは不思議です。……今度は国労だけでなく地方労働委員会を相手に戦おうではありませんか」というのである。断じて許すことのできない発言である。しかし、語るに落つ、とは、まさにこのようなことを言うのである。革マルと手を結んだJR当局は、このような目茶苦茶な無知もうまいが、現在のJRと革マルの間でしか通用しないことすらわからなくなってしまっているのである。

国労配転で緊急命令

東京地裁 決着まで車掌に戻せ

7/8 朝日

JR東日本会社（住田正二社長）が国労組合員を内勤車掌から電車乗務員に持ち場換えしたことが不当労働行為に当たるかどうかを巡って争われている事件で、東京地裁民事十九部（相良朋紀裁判長）は七日、同社に対し「判決が確定するまで、この組合員を元の内勤車掌に戻すように」との緊急命令を出した。国労がJRを相手取って各地方労働委員会に起こしている約二百件もの申し立てでは国労側の言い分を認める命令がこれまでに三十五件出ているが、JR側はこれを不服として中労委や裁判で最後まで争う姿勢を変えていない。今回の緊急命令は「判決確定まで」の留保付きながら、裁判所として地労委命令の実行をJR会社に求めた初の判断として、他の事件にも大きな影響を与えそうだ。